

発行/伊勢原市 編集/広報戦略課
〒259-1188 伊勢原市田中348番地
☎0463-94-4711(代)
FAX 0463-93-2689



伊勢原市
【いせはら 暮らし安心メール】の
配信登録や閲覧は、市ホームページから



伊勢原市は令和3年3月1日に
市制施行50周年を迎えます

人口と世帯 ●人口102,121(-48) ●世帯数46,109(-5) 7月1日現在()は前月比 発行部数/39,700部

市職員を募集します

受験希望者は、受験案内を確認の上、申込書に記入し郵送で担当に提出してください。受験案内や申込書は市ホームページ「職員採用」から入手できます。

受付期間 7月15日(水)～31日(金)
※消印有効

今後募集する職種は、広報や市ホームページに随時掲載します。

■事務(令和3年4月採用)

職種	受験資格	募集人数
事務(上級)	平成7年4月2日から11年4月1日までに生まれた人	若干名
事務[福祉](上級)	平成2年4月2日から11年4月1日までに生まれた人で、社会福祉主事の任用資格を有する人(令和3年3月末取得見込みを含む)	若干名

■育児休業代替任期付職員

採用時期や任用期間は、職員の育児休業の取得状況により決定します。

職種	受験資格	募集人数
保健師	保健師の資格を有する人	1人

※各職種とも地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する人は受験できません
☎職員課 94-4873

令和元年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深めてもらうことを目的に、行政文書の公開を行っています。元年度は95件の情報公開請求がありました(表1)。

また、市政の透明性の向上、市民との協働の推進を目的に審議会などの会議公開、委員の公募などを実施しました(表2)。原則公開の会議は56回開催し、このうち非公開とした会議はありません。

個人情報保護制度

個人の権利や利益の侵害を防止し、公正で民主的な市政を推進するため市が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、一定のルールの下、個人情報の開示や訂正などを求めることができます。

元年度は16件の開示請求があり、処理結果は全部開示が6件、一部開示が8件、不存在が6件でした※うち4件は1件の請求に対して2種類の決定をしています

個人情報取扱事務登録状況

市が取り扱った元年度の個人情報取扱事務の登録件数は、679件です(表3)。登録した事務の内容について個人情報事務登録簿を作成しており、市役所1階の市政情報コーナーで閲覧できます。

表1 情報公開請求処理状況

決定内容	件数
全部公開	64件
一部公開	21件
非公開	0件
取り下げ	7件
文書不存在	3件
合計	95件

表2 審議会などの会議運用状況

原則公開会議の開催状況	
開催総数	56回
公開した会議の傍聴者の状況	
傍聴者有会議回数(A)	1回
延べ傍聴者数(B)	1人
平均傍聴者数(B/A)	1.0人
委員公募の状況	
公募を実施した審議会数	6回
委員総数(A)	65人
募集者総数	11人
応募者総数	22人
公募による委員数(B)	11人
公募委員の割合(B/A)	16.9%

表3 個人情報取扱事務登録件数

実施機関の名称	件数
市長(市長部局)	521件
教育委員会	135件
選挙管理委員会	11件
監査委員	2件
農業委員会	6件
固定資産評価審査委員会	0件
議会	4件
合計	679件

☎文書法制課 94-4867

行財政改革推進委員会委員を募集

行財政改革の取組状況を点検し、運営上の課題と対応について意見を述べていただきます。他の審議会などの委員である人は応募できません。
応募資格 市内在住で20歳以上の人(令和2年9月1日現在)

募集人数 1人
任期 2年
報酬 会議1回につき5400円(年4回程度開催)

応募方法 小論文「伊勢原の行財政改革について」(400字以内)に住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かファクシミリ、電子メールで担当にご提出ください

締め切り 7月27日(月)※消印有効
選考方法 書類審査と面接
☎経営企画課 94-4846 ☎93-2689
✉kikaku@isehara-city.jp

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者へ

医療費などが軽減されます

医療費の窓口負担が軽減されます

入院などで医療費が高額になった場合に、次の手続きをすると支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなります※差額ベッド代などの保険適用外分は除きます

70歳未満の人

市へ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関に提出してください。

70歳以上75歳未満の人

住民税非課税世帯の人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証兼高齢受給者証と一緒に医療機関へ提出してください。

75歳以上の人

住民税非課税世帯の人は「後期高

齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、医療機関に提出してください。なお、既に認定証の交付を受けている人で引き続き要件を満たす場合は、令和3年7月31日まで有効な認定証を7月下旬に送付します。

申請に必要なもの

- ◇国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証
- ◇印鑑
- ◇マイナンバーの記載がある書類
- ◇窓口に来る人の本人確認書類
- ※認定証は申請月の1日(月の途中から加入した人は加入日)から適用されます

入院時の食事代が軽減されます

住民税非課税世帯の人が入院した場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が軽減されます。また認定証の交付前に食事代を支払った場合でも、差額の支給申請ができます。詳しくは担当にお問い合わせください。

減額申請・更新に必要なもの

- ①国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証
- ②印鑑
- ③マイナンバーの記載がある書類
- ④窓口に来る人の本人確認書類
- ⑤右表「ウ」の対象者は、過去1年間の入院日数が分かる書類(領収書や入院期間証明書)

※国民健康保険加入者で令和2年1月

2日以降に転入した場合は、2年度非課税証明書が必要です

食事代差額申請に必要なもの

- ◇前記の①～⑤
- ◇入院時の領収書
- ◇本人名義の口座番号が分かるもの
- ※国民健康保険加入者は世帯主名義

入院時食事代(1食当たり)

対象者	負担額
ア 住民税課税世帯(イ～エ以外の人)	460円*
イ 住民税非課税世帯 過去1年の入院日数が90日以下の人	210円
ウ 住民税非課税世帯 過去1年の入院日数が90日を超える人	160円
エ 住民税非課税世帯で所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)となる70歳以上の人	100円

*指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は260円

☎保険年金課 94-4728(国民健康保険)
94-4521(後期高齢者医療制度)

新型コロナウイルス感染症 に関するお知らせ

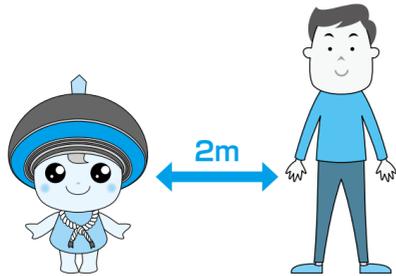
健康づくり課 ☎94-4609

新しい生活様式を取り入れましょう

社会・経済活動が徐々に緩和されていますが、感染症の終息にはまだ時間がかかることが予想されます。流行の「第2波」を防ぐためにも、日々の暮らしに予防対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践しましょう。

感染対策の基本

距離の確保



◇人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
◇会話の際は、可能な限り真正面を避ける

マスクの着用



◇症状がなくても着ける

手洗い・消毒



◇家に帰ったらまず手洗い、手指消毒
◇30秒程度かけ、水とせっけんで丁寧に

小まめな換気



◇30分に1回程度、2方向の窓を開ける

行動の記録



◇発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする

場面別の新たな生活スタイル

買い物

◇通販や電子決済も利用する
◇1人または少人数で、すいた時間に素早く済ます
◇サンプルなど展示品への接触は控えめに

娯楽、スポーツ

◇公園はすいた時間・場所を選ぶ
◇筋トレやヨガは自宅で動画を活用する
◇ジョギングは少人数で

公共交通機関

◇混む時間帯の利用を避け、会話は控えめに
◇徒歩や自転車も併用する

食事

◇持ち帰りや出前、宅配も利用する
◇大皿は避けて、料理は個々に分ける
◇対面ではなく横並びで座り、会話は控えめに

仕事

◇テレワークやローテーション勤務をする
◇時差通勤をする
◇オンライン会議を活用する

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給

ひとり親家庭などを経済的に支援するため、一時金を支給します。要件など詳しくは、担当にお問い合わせください。

対象

基本給付＝①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人
②公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受けており、児童扶養手当が支給されていない人
③感染症の影響により、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

追加給付＝①か②の人で、感染症の影響により直近の収入が大きく減少した人

支給額

基本給付＝1世帯5万円(対象児童が複数いる場合は、2人目以降1人につき3万円を加算)

追加給付＝1世帯5万円

手続きの流れ

①の人

申請は必要ありません。対象者には7月10日付けでお知らせを発送しています。給付金は8月11日(火)に支給する予定です。

②、③の人、追加給付を希望する人

11月30日(月)までに申請が必要です。世帯や所得など、状況により提出書類が異なりますので、事前に担当へご相談ください。

☎子育て支援課 ☎94-4633

「新しい生活様式」での熱中症予防のポイント

今年の熱中症対策は感染症予防も心がける必要があります。次の点に注意しながら熱中症を防ぎましょう。

①暑さを避ける

服装などで調節し、暑いときは無理をしない。エアコンを使う際は換気も忘れずに



②適宜マスクを外す

屋外で周囲の人と十分な距離(2m以上)を取れる場合は外して休憩を



③小まめに水分補給

喉が渇く前に水分・塩分を補給。1日当たり1.2ℓを目安に



④日ごろから健康管理

毎朝体温を測定。体調がすぐれないときは、無理せず自宅で静養を



⑤暑さに備えた体作り

「ややきつい」と感じる運動を毎日30分程度、無理のない範囲で



第53回伊勢原観光道灌まつり 参加者の募集は行いません

6月15日号でお知らせしたとおり、10月3日(土)・4日(日)に予定していた第53回伊勢原観光道灌まつりは中止になりました。

これにより、行列やステージパフォーマンスなどの参加者の募集も行いません。ご理解をお願いします。

☎道灌まつり実行委員会(商工観光課内) ☎94-4729

お困りのときは、ご相談ください

～市民の皆さんへ～

◇感染症に関すること

内容	連絡先
一般的な相談	市電話相談窓口 ☎92-1119 平日午前8時45分～午後5時 県専用ダイヤル ☎045-285-0536 ☎050-1744-5875 毎日午前9時～午後9時(音声案内に従って操作してください) 厚生労働省相談窓口 ☎0120-565-653 ☎03-3595-2756 毎日午前9時～午後9時
感染が疑われる場合 ※息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱など	帰国者・接触者相談センター ☎045-285-1015 ☎045-285-0216 24時間対応

◇教育・子育てに関すること

内容	連絡先
子育て世帯への臨時特別給付金(児童手当受給世帯向け)	子育て支援課 ☎94-4633
妊娠、出産、子育てについて	子育て支援課 ☎94-4637
保育所などの利用について	子ども育成課 ☎94-4641 ☎94-4638
小・中学校の教育活動について	教育指導課 ☎74-5247 教育センター ☎74-5253
児童コミュニティクラブの利用について	子ども育成課 ☎94-4641 ☎94-4638
奨学金、授業料の減免(学生向け)	日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301 平日午前9時～午後8時
学生支援緊急給付金	文部科学省のホームページをご覧ください

◇生活に関すること

内容	連絡先
特別定額給付金(10万円)	市特別定額給付金専用ダイヤル(福祉総務課) ☎0570-027-576 平日午前9時～午後5時
緊急小口資金・総合支援資金(生活費用の貸し付け)	社会福祉協議会 ☎94-9600 平日午前8時45分～正午、午後1時～3時15分
住居確保給付金(家賃相当額の支給) ※収入などの要件を満たす人が対象。上限あり	生活福祉課 ☎94-4726
市国民健康保険の傷病手当金(感染または感染が疑われ、給与の支払いを受けている加入者向け)	保険年金課 ☎94-4728
後期高齢者医療保険の傷病手当金(感染または感染が疑われ、給与の支払いを受けている加入者向け)	保険年金課 ☎94-4521

◇納税などに関すること(納付が困難な人)

内容	連絡先
市税の猶予制度	収納課 ☎74-5489
国民健康保険税の減免	保険年金課 ☎94-4728
後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 ☎94-4521
介護保険料の減免	介護高齢課 ☎94-4722
国民年金の免除制度	平塚年金事務所 ☎22-1515 保険年金課 ☎94-4520
上下水道料金の猶予	厚木水道営業所 ☎046-224-1111

～事業者、従業員の皆さんへ～

内容	連絡先
中小企業などの経営や資金繰りについて	中小企業等金融相談窓口(商工観光課) ☎92-1113 平日午前9時～午後5時 中小企業等経営相談窓口(商工会) ☎95-3233 平日午前9時～午後5時
伊勢原市小規模事業者臨時給付金 ※持続化給付金の対象とならない小規模事業者向け。申請は7月31日(金)まで	中小企業等金融相談窓口(商工観光課) ☎92-1113 平日午前9時～午後5時
固定資産税・都市計画税(令和3年度分)の減免(中小企業者、小規模事業者向け)	資産税課 ☎74-5469
労働相談(解雇、休業、賃金など)	コロナ労働相談110番 ☎045-662-8110 平日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(火曜日は午後7時30分まで) 日曜/午前9時～正午、午後1時～5時 神奈川労働局総合労働相談コーナー(平塚労働基準監督署内) ☎43-8615
持続化給付金(中小法人、個人事業者向け)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 毎日午前8時30分～午後7時(9月以降は土曜日、祝日を除く)
雇用調整助成金(休業手当などの一部助成)	神奈川労働局神奈川助成金センター ☎045-277-8815 平日午前8時30分～午後5時15分
小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金(学校の臨時休業に伴う子どもの世話で休業した個人事業主や、従業員に特別休暇を取得させた事業主向け)	学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999 毎日午前9時～午後9時

公共施設の利用方法について

市内の公共施設は、感染予防対策を行った上で、段階的に一般利用を再開しています。感染の拡大を防ぐため、当面の間は利用の条件や方法を変更しますので、ご理解とご協力をお願いします。

各施設の対策

◇利用者向けに消毒液を設置 ◇共用の設備・備品を定期的に消毒
◇状況に応じ人数を制限 ◇感染症への注意を呼びかけるチラシを掲示

利用時のお願い

◆体調のチェックは事前に

体温が37.5℃以上か平熱を1℃超過している場合や、息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合は利用を控えてください。

◆手洗い、消毒、せきエチケットの徹底を

利用の前後に手指の消毒や手洗いを行ってください。マスクは運動中を除き、原則として常に着用しましょう。

◆密集・密接を避けて

できる限りお互いの距離を空け、真正面や大きな声での会話は避けましょう。屋内施設では1時間に2回程度、換気を行ってください。

◆利用者名簿の作成について

感染者が発生した場合に保健所などへ情報提供するため、利用者名簿の作成にご協力ください※名簿は目的以外には使用せず、利用日から1カ月経過後に廃棄します

市職員の人事異動

☎職員課 ☎94-4873

7月1日付けで職員の人事異動を行いました。

※課長職以上を掲載。()内は旧所属

市長部局

企画部【部長】◇部長*(総務部長(併)選挙管理委員会事務局長)山室好正
【課長】◇財政課長(同課財政係長)八嶽文字

*副市長の企画部長事務取扱は解かれました
総務部【部長】◇部長(保健福祉部健康づくり担当部長)吉川武士【課長】

◇収納課長兼収納管理係長(土木部下水道経営課長)石井茂

市民生活部【課長】◇人権・広聴相談課長(農業委員会事務局長)小瀬村正宣

経済環境部【課長】◇農業振興課長(子ども子育て支援課長)天野勝彦

保健福祉部【部長級】◇健康づくり担当部長(企画部参事兼財政課長)細野文和◇参事兼福祉総務課長(教育部

参事兼教育総務課長)古清水千多歌
子ども部【課長】◇子育て支援課長(市民生活部人権・広聴相談課長)池田まゆみ
土木部【課長】◇道路整備課長(都市部都市政策課主幹兼都市計画係長)佐野晃◇下水道経営課長(同課主幹兼計画係長)石井啓治

教育委員会
教育部【課長】◇教育総務課長(経済環境部農業振興課長)熊澤信一
選挙管理委員会事務局
【課長】◇事務局長(保健福祉部健康づくり担当部長)吉川武士*

*総務部長兼任
農業委員会事務局
【課長】◇事務局長(総務部収納課長兼収納管理係長)伊藤陽一

いせはら掲示板

※費用の記載がないものは原則無料です。お問い合わせは各担当へ、郵送は「〒259-1188伊勢原市役所〇〇〇課」で届きます(住所の記入は不要です)
※催しなどの対象は原則、市内在住・在勤・在学の人です

時日時 場場所 対象 定員 費用 申し込み 締め切り
問い合わせ 担当 電話番号 FAX番号 メールアドレス

主な施設の休館日 7/15～8/14

施設によって、利用基準や休館日を変更している場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

図書館

7/20・27・28、8/3・5・11

子ども科学館

7月中の平日、8/5・11

市民文化会館

7/20・27、8/3・11

公民館

7/20・23・24・27、8/3・10
※中央・大田公民館は7/20、8/3は開館

市体育館

7/20・27、8/3

いせはらサンシャイン・スタジアム

7/20・27、8/3

武道館

7/20・27、8/3

行政センター体育館・弓道場

7/27、8/10

市内の主な犯罪発生件数

犯罪の種類	5月	1～5月
特殊詐欺	1	11(+ 1)
空き巣	0	0(- 10)
車上狙いなど	0	10(- 6)
乗り物盗	3	35(- 5)

伊勢原警察署調べ()内は前年比

お知らせ information

中小企業退職金共済制度

国が支援する中小企業のための退職金制度で、次の特徴があります①国から掛け金の助成を受けられる②掛け金は全額非課税で手数料がかからない③社外積立型で管理しやすい④パートタイマーや家族従業員も加入できる。詳しくは問い合わせ先へ。
問中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234
問商工観光課☎94-4732

7/23(木)～26(日) コンビニ交付と自動交付機を休止

システムメンテナンスのため、住民票、印鑑証明、戸籍証明書、市県民税課税所得証明書(現年度分)のコンビニ交付と自動交付機は利用できません。住民票など各種証明書の発行は市役所窓口センター(午前9時30分～午後5時)をご利用ください。
問戸籍住民課☎94-4713

7/25(土)はマイナンバーカードの手続きができません

システムメンテナンスが全国的に行われるため、土曜開庁日の7月25日はマイナンバーカードに関する手続きが行えません。

問戸籍住民課☎94-4713

クールシェアいせはらを中止します

クールシェアは、地球温暖化対策の一環として、家庭でのエアコン使用を控え、市が登録した公共・商業施設に集まって涼を分かち合う取り組みです。人が密になり、新型コロナウイルスの感染が拡大することを防ぐため、今年の事業は中止します。
問環境対策課☎94-4737

会計年度任用職員(保健師)を募集

妊娠期から子育て期まで包括的支援を行う非常勤職員を募集。詳しくは市役所1階の担当で配布する募集案内か市ホームページ「職員採用」で確認を◇募集人数=1人◇任用期間=8月1日～令和3年9月30日(7月20日(月))
問子育て支援課☎94-4637

夏を安全に過ごしましょう

花火はルールを守って
説明書をよく読み、ルールを守って遊びましょう。バケツなどに水を用意し、風の強い日には遊ばないようにしましょう。
扇風機やエアコンの管理は適正に
使う前には必ず点検し、異常があればすぐに使用をやめて販売店に相談を。使わないときはコンセントから電源プラグを抜きましょう。
問消防本部予防課☎95-2117

市長選挙の立候補予定者事前説明会

9月20日執行の伊勢原市長選挙の立候補予定者は必ず出席してください。出席できる人は、立候補予定者本人か代理人(出納責任者、選挙運動員などの予定者)で立候補予定者1人につき3人以内です(8月5日(水)午後1時30分～市役所2階2C会議室)
問選挙管理委員会事務局☎74-5273

催し event

県子育て支援員研修(地域保育コース)

9月～令和3年1月に開催する、県内で保育や子育て支援に従事する人向けの研修です。詳しくは県ホームページで「子育て支援員研修」を検索するか、問い合わせ先へ(市内在住・在勤・在学の人)7月31日(金)
問(株)ポピンズ☎03-3447-5826
問子ども育成課☎94-4638

元気っ子アンサンブル教室

歌や楽器を楽しむ教室です◇発表会の予定あり(9月9日～令和3年3月17日の毎週水曜日(冬休み期間、祝日を除く)①午後4時30分～5時10分②午後5時20分～6時10分(市民文化会館)①小学校3年生20人②小学校4～6年生20人(申込順)費500円
問青少年課☎94-4647

図書館 ☎92-3500

館内のイベントは中止しています。

子ども科学館 ☎92-3600

展示室は当面の間休止します。プラネタリウム、かんたん工作教室、やさしい実験教室は予約制で再開しています。内容や申し込み方法など詳しくは、施設かホームページでご確認ください。

	大人	小・中学生	4歳以上小学生未満	4歳未満
入館料	300円	100円	無料	無料
観覧料	500円	200円	200円	無料

※入館料は展示室利用料、観覧料はプラネタリウム利用料です

プラネタリウム投影番組

7月23日(木)から新番組「ハナビリウム」の投影が始まります。

健康・子育て health

すくすく健康相談

保健師や栄養士などが未就学児の健康相談を受けます◇7月22日は妊婦の歯科・栄養相談あり(電話で担当へ(人数制限あり))※8月3日の相談は7月20日(月)から受け付け



日時	会場
7/22(水) 13:00～14:00	中央公民館 ※1歳未満児と妊婦のみ
7/28(火) 10:00～11:00	大田公民館
7/30(木) 10:00～11:00	伊勢原南公民館
8/3(月) 9:50～10:40	成瀬コミュニティセンター

問子育て支援課☎94-4637

新型コロナウイルス感染症の影響で、広報紙面に掲載しているイベントなどでも中止や延期が決定している場合があります。詳しくは各担当か市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に伴うさまざまなお知らせ」でご確認ください。

イベントなどに参加する際は、検温やマスク着用などの予防対策にご協力ください。

在宅障がい者に関する各種手当のお知らせ

在宅の障がい者で常に特別な介護を必要とするなど、障がいの程度により手当を受給できる場合があります。詳しくは担当にお問い合わせください※所得状況や施設入所、入院状況などによる制限があります

種類	対象者	支給額
福祉手当	4月1日現在市内に居住し、条件を満たす障害者手帳または療育手帳を持っている人	(年額) 重度2万5000円 中度1万7000円 軽度9000円
特別障害者手当	20歳以上の在宅重度障がい者(条件あり)	(月額) 2万7350円
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児(条件あり)	(月額) 1万4880円
特別児童扶養手当	身体、知的または精神障がいのある20歳未満の人を養育している人(条件あり)	(月額) 重度5万2500円 中度3万4970円
神奈川県在宅重度障害者等手当	8月1日現在県内に半年以上居住し、次の2つ以上に該当する人(条件あり) ①身体障害者手帳1・2級②療育手帳A1・A2(同等の判定含む)③精神障害者保健福祉手帳1級	(年額)6万円
在宅重度障害者介護手当	4月1日現在市内に1年以上居住し、20歳以上65歳未満で条件を満たす障害者手帳または療育手帳を持っており、介護が必要な在宅重度障がい者	(年額)3万円

問障がい福祉課☎94-4720

みんなの伝言

電話番号のおかけまちがいにご注意ください

会員募集

●伊勢原市民混声合唱団「ピアーチェ・カンターレ」
コーラスで元気に◇1カ月無料体験あり(8月3日月曜日午前10時～正午)たくみビル(桜台1丁目)費4000円
問木下☎95-7307

お知らせ

●県弁護士会人権賞候補者を募集
人権侵害に対する救済活動や人権思想の普及・確立のための活動、人権擁護活動をした個人・団体が対象(8月31日(月))
問神奈川県弁護士会「人権賞」係
☎045-211-7705

みんなの伝言に掲載を希望する人は、掲載希望号発行日の2カ月前から1カ月前までに書面で広報戦略課へ(先着順、10月1日号分は8月3日から受付)。